

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 一般的活動（第七条―十一条）</p> <p>第三章 少年の非行の防止のための活動</p> <p>第一節 通則（第十二条―第十四条）</p> <p>第二節 触法調査（第十五条―第二十六条）</p> <p>第三節 ぐ犯調査（第二十七条―第三十四条）</p> <p>第四節 雑則（第三十五条）</p> <p>第四章 少年の保護のための活動（第三十六条―第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 低年齢少年 十四歳に満たない者をいう。</p> <p>十（略）</p> <p>十一 少年補導職員 少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）、継続補導（第八条第二項（第十三</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 一般的活動（第七条―十一条）</p> <p>第三章 少年の非行の防止のための活動（第十二条・第十三条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 少年の保護のための活動（第十四条―第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一～八（略）</p> <p>九（略）</p> <p>十 少年補導職員 少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）、継続補導（第八条第二項（第十二条</p>

条第三項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。）
に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、当該活動に必要な知識及び技能を有する都道府県警察の職員（警察官を除く。）のうちから警察本部長（警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。）が命じた者をいう。

十二（略）

（街頭補導）

第七条 街頭補導（道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所において、第二条第五号から第八号までに掲げる少年を発見し、必要に応じその場で、これらに第十三条第一項、第十四条第一項、第三十六条第一項又は第三十八条第一項に規定する措置をとる活動をいう。以下同じ。）は、自らの身分を明らかにし、その他相手方の権利を不当に害することのないよう注意して行うものとする。

2（略）

第三章 少年の非行の防止のための活動

第一節 通則

（捜査又は調査を行う部門）

第十二条 警察本部長又は警察署長は、犯罪少年に係る事件の捜査又

第三項及び第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。）
に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、当該活動に必要な知識及び技能を有する都道府県警察の職員（警察官を除く。）のうちから警察本部長（警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。）が命じた者をいう。

十一（略）

（街頭補導）

第七条 街頭補導（道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所において、第二条第五号から第八号までに掲げる少年を発見し、必要に応じその場で、これらに第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項又は第十六条に規定する措置をとる活動をいう。以下同じ。）は、自らの身分を明らかにし、その他相手方の権利を不当に害することのないよう注意して行うものとする。

2（略）

第三章 少年の非行の防止のための活動

（新設）

は触法少年に係る事件の調査（以下「触法調査」という。）若しくは犯少年に係る事件の調査（以下「く犯調査」という。）を少年警察部門に属する警察官に行わせるものとする。ただし、事件の内容及び当該警察本部又は警察署の実情にかんがみ、適切な捜査又は調査の実施のため必要と認められるときは、この限りでない。

2 警察本部長又は警察署長は、前項ただし書の場合においても、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるよう、少年警察部門に属する警察官に捜査又は調査の経過について常に把握させ、捜査又は調査を行う警察官に対する必要な支援を行わせるものとする。

（非行少年についての活動）

第十三条 非行少年については、当該少年に係る事件の捜査又は調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。

2 触法調査又はく犯調査を行うに当たっては、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

3 触法少年であつて少年法第六条の六第一項の規定により送致すべき者若しくは児童福祉法第二十五条の規定により通告すべき者に該当しないもの又は十四歳未満のく犯少年であつて児童福祉法第二十五条の規定により通告すべき者に該当しないものの処遇については、第一項に定めるもののほか、第八条第二項から第四項までの規定を準用する。

（非行少年についての活動）

第十二条 非行少年については、刑事事件の捜査及び刑事事件以外の事案について少年法又は児童福祉法に基づき措置をとるため必要な調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。

2 少年の刑事事件以外の事案に係る調査については、その性質に反しない限り、犯罪捜査規範第十一章の例によるものとする。

3 触法少年又は十四歳未満のく犯少年であつて児童福祉法第二十五条の規定により通告すべき者に該当しないものの処遇については、第一項に定めるもののほか、第八条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十四条 (略)

第二節 触法調査

(触法調査の基本)

第十五条 触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

2 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することにかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

(調査すべき事項)

第十六条 触法調査においては、事件の事実、原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等について調査するものとする。

(調査指揮)

第十七条 触法調査の指揮については、犯罪捜査規範第十六条から第十九条(事件指揮簿に関する部分を除く。)までの規定を準用する。この場合において、第十六条中「捜査」又は「犯罪の捜査」とあるのは「触法少年に係る事件の調査」と、「捜査態勢」とあるのは「調査態勢」と、第十七条の見出し中「捜査担当部課長」とあるのは「調査担当部長及び課長」と、同条中「刑事部長、警備部長その他犯罪の捜査を担当する部課長」とあるのは「触法少年に係る事件

第十三条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

の調査を担当する部長及び課長」と、「犯罪の捜査の」とあるのは「触法少年に係る事件の調査の」と、第十八条中「犯罪の捜査」又は「捜査」とあるのは「触法少年に係る事件の調査」と、第十九条の見出し中「捜査指揮」とあるのは「調査指揮」と、同条第一項中「犯罪の捜査」とあるのは「触法少年に係る事件の調査」と読み替えるものとする。

2 触法少年に係る事件については、警察庁長官（以下「長官」という。）が定める様式の少年事件処理簿を作成し、触法調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を明らかにしておかなければならない。

（調査主任官）

第十八条 警察本部長又は警察署長は、個々の触法調査につき、調査主任官を指名するものとする。

2 調査主任官は、前条第一項の規定により読み替えて準用する犯罪捜査規範第十六条から第十九条（事件指揮簿に関する部分を除く。）までの規定により指揮を受け、当該触法調査につき、次に掲げる職務を行うものとする。

一 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
二 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。

三 調査方針を立てること。

四 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること

（新設）

五 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について調査に従事する者に対する指導教養を行うこと。

六 家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、警察本部長又は警察署長から特に命ぜられた事項

3 警察本部長又は警察署長は、第一項の規定により調査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに所属の職員の調査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、前項に規定する職務を的確に行うことができると思われる者を指名しなければならない。

4 調査主任官が交代する場合には、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

(付添人の選任)

第十九条 少年法第六条の三に規定する付添人の選任については、付添人を選任することができる者又は付添人から両者が連署した付添人選任届を差し出させるものとする。

(触法調査のための呼出し及び質問)

第二十条 触法調査のため、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者(以下この条において「少年」という。)、保護者又は参考人と呼び出すに当たっては、電話、長官が定める様式の呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その

(新設)

(新設)

他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、警察本部長又は警察署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

2 少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の保護者又はこれに代わるべき者に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

3 少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、質問すること、長時間にわたる質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。

4 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えないことを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

5 少年、保護者又は参考人を呼び出す場合には、長官が定める様式の呼出簿に所要事項を記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(令状の請求)

第二十一条 少年法第六条の五第二項の規定により準用する刑事訴訟法中の司法警察職員の行う押収、搜索、検証及び鑑定の囑託に関する

(新設)

る規定（同法第二百二十四条を除く。）による搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状は、同法第九十九条第二項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員たる警察官がこれを請求するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。

2 前項の令状を請求するに当たっては、順を経て警察本部長又は警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、急速を要し、指揮を受けるいとまのない場合には、請求後速やかに、その旨を報告するものとする。

3 第一項の令状を請求したときは、長官が定める様式の令状請求簿により、請求の手續、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

（触法少年に係る事件の送致又は通告）

第二十二條 触法調査の結果、次の各号に該当するときは、当該各号の手續により処理をするものとする。

一 当該少年が少年法第六条の六第一項各号のいずれかに該当するとき 長官が定める様式の触法少年事件送致書を作成し、これに長官が定める様式の身上調査表その他の関係書類を添付して児童相談所長に送致すること。

二 前号に掲げるもののほか、当該少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適當であると認められるとき 長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告するほか、少年

（新設）

法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第二十三号）別記様式の調査概要結果通知書により児童相談所に通知すること。

2 前項の処理をするに当たっては、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

（関連事件の送致）

第二十三条 数個の触法少年に係る事件が関連する場合において、これらを共に児童相談所長に送致するときは、各別の記録とすること
を要しないものとする。

（共通証拠物の取扱い）

第二十四条 触法少年に係る事件が成人又は犯罪少年に係る事件と関連し、これらを送致若しくは送付する場合において、共通の証拠物があるときは、成人又は犯罪少年に係る事件に証拠物を添付し、触法少年に係る事件の記録にこの旨を記載するものとする。ただし、触法少年に係る事件のみが重要と認められ、かつ、当該事件について児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置がとられた場合は、当該措置に係る家庭裁判所に証拠物を送付するものとする。

（指導教養）

第二十五条 警察本部長及び警察署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を行うものとする。

（準用規定）

第二十六条 触法調査については、この節に規定するもののほか、そ

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

の性質に反しない限り、犯罪捜査規範第十一章の例によるものとする。

第三節 ぐ犯調査

(ぐ犯調査の基本)

第二十七条 犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において

、ぐ犯少年と認められる者を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づき措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、当該少年に係る事件の調査に当たるものとする。

2 ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないよう努めなければならない。

(ぐ犯調査を行うことができる警察職員)

第二十八条 少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則第一条の規定により警察本部長が指定した警察職員は、上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができる。

(調査すべき事項)

第二十九条 ぐ犯調査においては、事件の事実、原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等について調査するものとする。

(調査主任官等)

第二十条 警察本部長又は警察署長は、調査すべき事項及び調査に従

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々のく犯調査につき、調査主任官を指名するものとする。

2 調査主任官が交代する場合には、関係書類等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

3 く犯少年に係る事件については、長官が定める様式の少年事件処理簿を作成し、く犯調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(く犯調査のための呼出し及び質問)

第三十一条 く犯調査のため、く犯少年と認められる者(以下この条において「少年」という。)、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、長官が定める様式の呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、警察本部長又は警察署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

2 少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の保護者又はこれに代わるべき者に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不適当であると認められるときは、この限りでない。

3 少年、保護者又は参考人を呼び出す場合には、長官が定める様式の呼出簿に所要事項を記載して、その処理の経過を明らかにしてお

(新設)

かなければならない。

(低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮)

第三十二条 低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することにかんがみ、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

(新設)

2 低年齢少年であつてぐ犯少年と認められる者(以下この項及び次項において「少年」という。)を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。

3 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

(ぐ犯少年に係る事件の送致又は通告)

第三十三条 ぐ犯調査の結果、次の各号に該当するときは、当該各号

(新設)

の手続により処理をするものとする。

一 処理をする時において、当該少年が十四歳以上であつて、その者を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められるとき、長官が定める様式のぐ犯少年事件送致書を作成し、これに長官が定

める様式の身上調査表その他の関係書類を添付して家庭裁判所に送致すること。

二 処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であつて、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適當であると認められ、かつ、家庭裁判所に直接送致するよりも、まず、児童福祉法による措置にゆだねるのが適當であると認められるとき 長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

三 処理をする時において、当該少年が低年齢少年であつて、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適當であると認められるとき 長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

2 前項の処理をするに当たつては、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

(指導教養)

第三十四条 警察本部長及び警察署長は、く犯調査に従事する者に対し、職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を行うものとする。

第四節 雑則

(長官への委任)

第三十五条 この章に定めるもののほか、触法調査又はく犯調査に関する書類の様式その他必要な事項は、長官の定めるところによる。

第四章 少年の保護のための活動

(新設)

(新設)

第四章 少年の保護のための活動

第三十六条 (略)

(福祉犯の被害少年についての活動)

第三十七条 福祉犯(児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪その他の少年の福祉を害する犯罪であつて長官が定めるものをいう。以下同じ。)の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、前条に規定する支援のほか、当該少年が再び被害にあつてを防止するため保護者その他の関係者に配慮を求め、及び関係行政機関への連絡その他の同種の犯罪の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

(要保護少年についての活動)

第三十八条 要保護少年については、児童福祉法第二十五条に基づく児童相談所への通告又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。

2 要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適當であると認められるときは、長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告するものとする。

第三十九条 (略)

第十四条 (略)

(福祉犯の被害少年についての活動)

第十五条 福祉犯(児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪その他の少年の福祉を害する犯罪であつて警察庁長官が定めるものをいう。以下同じ。)の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、前条に規定する支援のほか、当該少年が再び被害にあつてを防止するため保護者その他の関係者に配慮を求め、及び関係行政機関への連絡その他の同種の犯罪の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

(要保護少年についての活動)

第十六条 要保護少年については、児童福祉法第二十五条に基づく児童相談所等への通告又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。

(新設)

第十七条 (略)